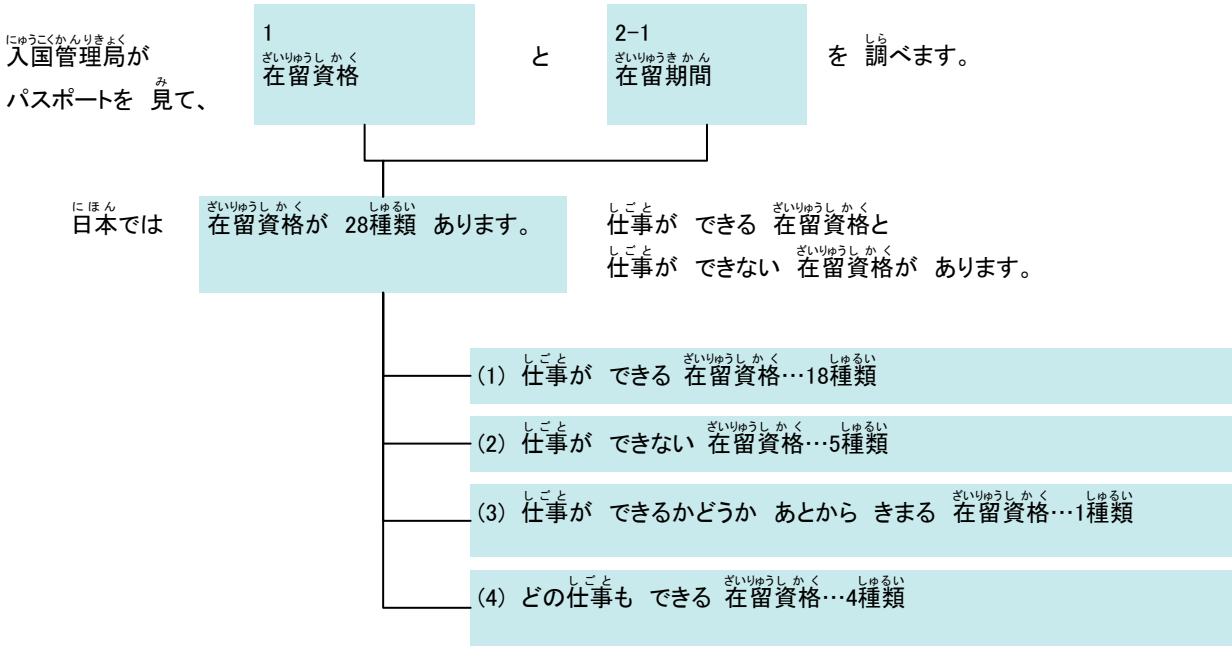




にほん き
日本へ 来たとき すること

にほん す
日本に 住むとき



あなたが したいこと

いつ

ひつよう
必要なもの

どこで

なに
何を する

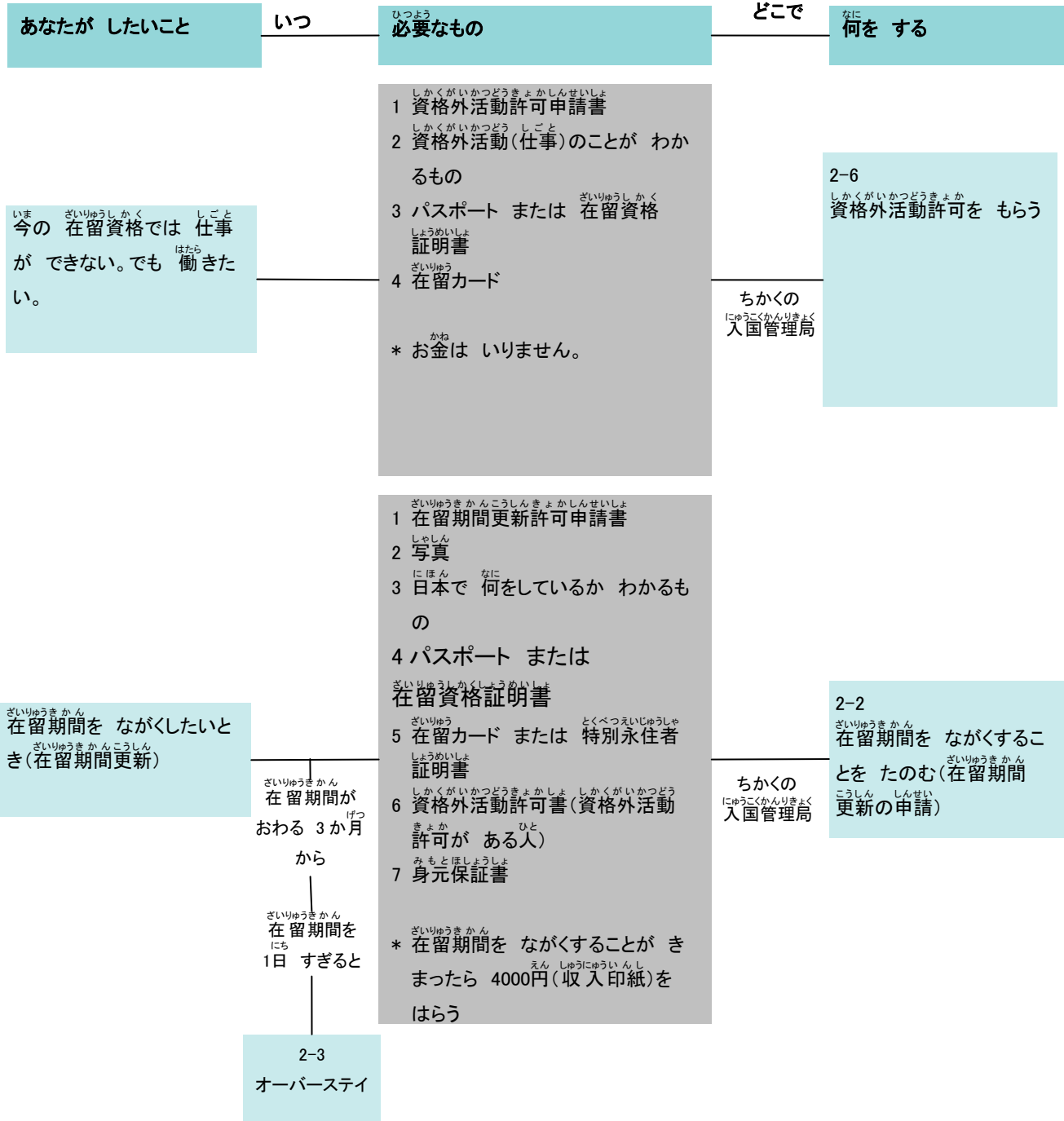
しごと
仕事をしてはいけない ざいりゅうし
在留資
かく ひと
格の人が 働きたいとき

- 1 就労資格証明書交付申請書
 - 2 パスポート または ざいりゅうしかく
在留資格
しやうめいしよ
証明書
 - 3 在留カード または たくべつえいじゆうしや
特別永住者
しやうめいしよ
証明書
 - 4 資格外活動許可書(資格外活動
しかくがいかつどうきよか
許可が ある人)
- * 就労資格証明書 もらうとき
しゆうろうし かくしやうめいしよ
えん 900円(収入印紙)を はらう

ちかくの
にゆうこくかんりきよく
入国管理局

3
しゆうろうし かくしやうめいしよ
就労資格証明書を
もらう







ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
▶ B 在留資格 のトップへ

あなたがしたいこと	いつ	必要なもの	どこで	なにを する
ざいりゅうしかく か 在留資格を 変えたいとき ざいりゅうしかくへんこう (在留資格変更)	ざいりゅうしかく 在留資格を か 変えたいと きから ざいりゅうきかん 在留期間 が おわる ひ 日まで	ひつよう 必要なもの 1 在留資格変更許可申請書 2 写真 3 日本で 何をしているか わかるもの 4 パスポート または 在留資格 しょうめいしょ 証明書 5 在留カード または 特別永住者 ざいりゅう 証明書 6 資格外活動許可書(資格外活動 許可がある人) など 7 身元保証書 * 在留資格が 変わるとき 4000円 (収入印紙)を はらう	ちかくの にゅうこくかんりきぎょく 入国管理局	2-4 ざいりゅうしかく か 在留資格を 変えることを たのむ(在留資格変更の しんせい 申請)
にほんに ずっと す 日本に ずっと 住みたいと き(永住許可)		えいじゅう 永住の 許可を もらうためには じょうけん 条件が あります。 *永住の 許可が きまったら 8000 えん 円(収入印紙)を はらう	ちかくの にゅうこくかんりきぎょく 入国管理局	2-5 えいじゅう 永住の 許可を たのむ (えいじゅうきょか しんせい 永住許可の申請)
にほんで 日本を 出て また にほんに かえ 帰ってきたいとき ざいりゅうきかん 在留期間が おわるひ 日まで		<みなし再入国> 1 パスポート 2 在留カード または 特別永住者 ざいりゅう 証明書 1 再入国許可申請書 2 パスポート 3 在留カード または 特別永住者 ざいりゅう 証明書 さいにゅうこくきょか *再入国許可を もらうときに 3000円 (1回だけ 入国できる) または 6000 えん 円(2回以上 入国できる)を はらう	ちかくの にゅうこく かんりきぎょく 入国管理局	2-7 さいにゅうこくきょか 再入国許可(1回だけ)を たのむ 2-7 さいにゅうこくきょか 再入国許可(2回以上)を たのむ
ちゅうちゅうぎざいりゅうしや <中長期在留者> にほんで 生まれた 子どもの ざいりゅうしかく 在留資格が ほしいとき ざいりゅうしかくしゅとく (在留資格取得)	う 生まれた ひ 日から 30 ひ 日 後まで	ざいりゅうしかくしゅとくきょか 1 在留資格取得許可申請書 2 出生証明書、母子手帳など 3 お父さんと お母さんの パスポー とと 在留カード 4 身元保証書	ちかくの にゅうこくかんりきぎょく 入国管理局	2-8 こ 子どもの 在留資格を た のむ(在留資格取得許可 の しんせい 申請)





にゅうこくかんりきょく
入国管理局 ホームページより



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
▶ B 在留資格 のトップへ

あなたが 日本に 住むためには 在留資格が 必要です。日本の 国が 決めた 28種類のこと(活動)を
するとき、在留資格を もらうことが できます。28種類は、次のページを みてください。

ざいりゅうしかく
1 在留資格を よく みてください。

あなたが 日本に 来たとき、在留資格が 決まります。日本に 来たときに 決まった 在留資格で できる
こと 以外は してはいけません。

パスポートに 在留資格の 種類と 在留期限が 書いてあります。よく みてください。 下は 例です。

① 2005年 3月 11日に 日本へ来ました。

② 「観光」「親戚のところへ 行く」など
短い 間 日本に います。

③ 90日、日本に いることが できます。

④ 成田空港から 日本に 入りました。



ほうむしやうにゆうこくかんりきよく しゅつにゆうこくかんり
法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレットより





(1) 仕事(しごと)をすることが できる 在留資格(ざいりゅうしかく) (18種類(しゅるい))

ざいりゅうしかく 在留資格	たと 例(れい)え(ば) こ(こ)んな 仕事(しごと)(活動(かっどう))を(を)して(して)いる(い)る(る)人(ひと)です(す)。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事(しごと)が できる(で)るとき(とき) ○ しごと 仕事(しごと)が できない(で)ない(ない)とき(とき) ×
がいこう 外交	がいこく たいし こうし そりょうじ だいひょうだん ひと 外国の 大使、公使、総領事、代表団の人。 ひと かぞく その人の 家族	がいこうかつどう しごと 「外交活動」の仕事 あいだ を(を)して(して)いる(い)る(る)間(ま)。	○
こうよう 公用	がいこく たいしかん りょうじかん しょくいん こくさいきかんとう 外国の 大使館・領事館の 職員、国際機関等 ひと ひと かぞく (WHO、UNESCO など)の人。その人の 家族	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月、 にち にち 30日、15日	○
きょうじゅ 教授	だいがく きょうじゅ せんせい 大学の 教授<先生>	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
げいじゅつ 芸術	が か え か ひと さつきよくか おんがく つく 画家<絵を描く人>、作曲家<音楽を作る ひと さっか ほん か ひと 人>、作家<本を書く人>	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
しゅうきょう 宗教	しゅうきょう にほん しょうかい き ひと 宗教を 日本に 紹介するために 来た人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ほうどう 報道	がいこく しんぶんしゃ きよく きしゃ 外国の 新聞社や テレビ局の 記者、カメラマン	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
こうどせんもんしよく 高度専門職	せんもん しごと ひと にほん くに 専門の 仕事をする人で 日本(日本)の 国(国)から ポイ ひと ントを もらう(もら)う(う)こ(こ)と(と)が(が) できる(で)る(る)人(ひと) ごう ごう 1号と 2号が あります。	ごう ひと ねん 1号の人: 5年 ごう ひと す 2号の人: ずっと 住 んで(で)も(も)いい(い)い	○
けいえい かんり 経営・管理	にほん がいこく かいしゃ けいえい ひと 日本で 外国の 会社の 経営(けいえい)をする(する)人(ひと) しゃちょう かんり ひと (社長)や 管理(かんり)する(する)人(ひと)	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ほうりつ 法律・ かいけいぎょうむ 会計業務	べんごし こうにんかいけいし 弁護士、公認会計士	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○



ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう ひと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
いりょう 医療	いしゃ はいしゃ かんごし 医者、歯医者、看護師	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
けんきゅう 研究	せいふ つく けんきゅうじょ かいしゃ けんきゅう 政府が作った研究所や会社で研究する人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
きょういく 教育	しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう がいこくご おし 小学校・中学校・高校で外国語を教える せんせい 先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ぎじゅつ じんぶん 技術・人文	き かいこうがく ぎじゅつしゃ つうやく 機械工学などの技術者、通訳、デザイナー、 がいこくご おし がっこう せんせい 外国語を教える学校の先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
ちしき こくさいぎょう 知識・国際業	がいこくご おし がっこう せんせい 外国語を教える学校の先生	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
む 務			
きぎょうないてんきん 企業内転勤	がいこく かいしゃ にほん おな かいしゃ 外国の会社から日本にある同じ会社へ き ひと 来た人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
かいご 介護	かいごふくしし 介護福祉士	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○
こうぎょう 興行	はいゆう かしゅ せんしゅ 俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手	ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月、 にち 15日	○
ぎのう 技能	がいこくりょうり 外国料理のレストランの コック、スポーツを おし ひと つく ひと 教える人、パイロット、アクセサリーを作る人など	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 3か月	○



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	たと 例えば こんな 仕事(活動)をしている人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
ぎのうじっしゅう 技能実習	にほん しごと ぎじゆつ べんきょう 日本で 仕事をしながら 技術を 勉強します。 べんきょう ぎじゆつ じぶん くに も かえ 勉強してから 技術を 自分の 国に 持って帰 ります。この仕事は、日本の国と その人の国が しょうかい 紹介します。 ごう ごう ごう 1号、2号、3号が あります。	ごう ひと ねん 1号の人：1年より みじか きかん ほうむ 短い 期間で 法務 だいじん き 大臣が 決めます。 ごう ごう ひと 2号と 3号の人：2 ねん みじか きかん 年より 短い 期間 ほうむだいじん き で 法務大臣が 決 めます。	○

(2) しごとをしてはいけない ざいりゅうしかく しゅるい
仕事をしてはいけない 在留資格(5種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと 例えば こんな 仕事(活動)をしてい る人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
ぶんかかつどう 文化活動	にほんぶんか けんきゅう ひと かね 日本文化の 研究をする人(お金を もらうことは できません)	ねん ねん 3年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×
たんきたいざい 短期滞在	かんこう ひと 観光や スポーツをする人、 かぞく しん あ く ひと 家族や 親せきに 会うために 来る人、 かいぎ さんか く ひと 会議に 参加するために 来る人	にち にち にち 90日、30日、15日	×
りゅうがく 留学	だいがく たんきだいがく せんもんがっこう こうこう 大学・短期大学・専門学校・高校・ ちゅうがっこう しょうがっこう がくせい 中学校・小学校などの 学生	ねん げつ 4年3か月、 ねん ねん げつ ねん ねん 4年、3年3か月、3年、2年3か げつ ねん ねん げつ ねん 月、2年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×
けんしゅう 研修	にほん かいしゃ ぎじゆつ べんきょう 日本の 会社などで、技術を 勉強 するために 来る人 く ひと	ねん 1年、 げつ げつ 6か月、3か月	×





ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を してい ひと る人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
かぞくたいざい 家族滞在	<p>にほん す がいこくじん おと つま こ 日本に 住む 外国人の 夫、妻、子 ども</p> <p>※この「日本に 住む 外国人」は 次 ざいりゅうしかく も ひと の 在留資格を 持っている人だけで す。</p> <p>きょうじゆ げいじゆつ しゆきやう ほうどう 教授、芸術、宗教、報道、 こうどせんもんしよく けいえい かんり 高度専門職、経営・管理、 ほうりつ かいけいぎやうむ いりやう 法律・会計業務、医療、 けんきゆう きやういく ぎじゆつ じんぶん 研究、教育、技術・人文 ちしき こくさいぎやうむ きぎやうないてんきん 知識・国際業務、企業内転勤、 かいご こうぎやう ぎのう ぶんかかつどう 介護、興行、技能、文化活動、 りゅうがく 留学</p>	<p>ねん ねん げつ ねん 5年、4年3か月、4年、 ねん げつ ねん ねん げつ 3年3か月、3年、2年3か月、2 ねん ねん げつ ねん 年、1年3か月、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p>	×

(3) 仕事ができるかどうか、あとで決まる 在留資格(1種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たと しごと かつどう 例えば こんな 仕事(活動)を している人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと 仕事ができるとき ○ しごと 仕事ができないとき ×
とくていかつどう 特定活動	<p>がいこうかん いえ かじ ひと 外交官などの 家で 家事をする人。ワーキングホリ デーの人。</p> <p>がいこく かんごし ふくし しごと にほん 外国で 看護師や 福祉の 仕事していて 日本へ べんきやう き ひと べんきやう にほん かんごし 勉強に 来た人。(この勉強は 日本で 看護師や かいごふくしし しかく 介護福祉士の 資格を もらうためです)</p>	<p>ねん ねん 5年、4年、 ねん ねん ねん 3年、2年、1年、 げつ げつ 6か月、3か月</p>	○



(4)結婚で 日本に 来た人などの 在留資格(4種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	たとひ 例えば こんな 人です。	ざいりゅうきかん 在留期間	しごと どの仕事でも できる ◎
えいじゅうしゃ 永住者	にほん えいじゅう い ひと 日本に 永住してもいいと 言われた 人	す ずっと 住んでもいい	◎
にほんじん 日本人の はいぐうしゃとう 配偶者等	にほんじん けっこん ひと こ 日本人と 結婚している人、その人の 子ども	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月	◎
えいじゅうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等	えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ けっこん ひと 永住者や 特別永住者と 結婚している人、 えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こ にほん う 永住者や 特別永住者の 子ども(日本で生ま れて ずっと日本で 生活している 子どもだけ にほん せいかつ こ す。)	ねん ねん ねん 5年、3年、1年 げつ 6か月	◎
ていじゅうしゃ 定住者	だいさんこくていじゅうなんみん につけい せい ちゅうごくざいりゅう 第三国定住難民、日系3世、中国在留 ほうじん 邦人	ねん ねん ねん 5年、3年、1年、 げつ 6か月	◎

ほうむしょう にゅうこくかんりきょく ざいりゅうしかくいちらんひょう
法務省 入国管理局「在留資格一覧表」より



2 ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきよかしんせい しかくがいかつどうきよか さいにゅうこく 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国 きよか ざいりゅうしかくしゅとく 許可、在留資格取得

2-1 にほん ざいりゅうきかん どのくらい 日本に いることが できますか(在留期間)

ざいりゅうきかん しゅるい
在留期間は 11種類 あります。

にち にち にち げつ げつ ねん ねん げつ ねん ねん げつ ねん ねん
15日、30日、90日、3か月、6か月、1年、1年3か月、2年、2年3か月、3年、5年
いま ざいりゅうきかん なが す にゅうこくかんりきよく
今の 在留期間よりも 長く 住みたいときは ちかくの 入国管理局に きいて ください。

ざいりゅうきかん し
※ 在留期間を 知りたいときは [1\(1\)](#)、[1\(2\)](#)、[1\(3\)](#)、[1\(4\)](#)を みて ください。



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

2-2 在留期間を長くしたいとき(在留期間の更新)

在留期間を長くしたいときは、入国管理局に たのんで ください。在留期間が 終わる日の

3 か月 前から たのむことが できます。もし 在留期間が 長くなるかどうか 返事が もらえないときは、在留期間が 終わっても 2 か月 間は 日本に いることが できます。

在留資格によって、必要なものは 違います。わからないときは、ちかくの 入国管理局に 聞いて ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	お金
ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいしよ 1 在留期間更新許可申請書	たのむところ:	ざいりゅうきかん お 在留期間が 終	在留期間が
しやしん 2 写真	にゅうこくかん りきよく ちかくの 入国管理局	げつまえ わる 3 か月 前か	長くなるとき、
にほん かつどう 3 日本でしている 活動が わかるもの	き 聞くとところ:	お ひ ら 終わる日まで	4,000 円 (収
ざいりゅうしかくしやうめいしよ 4 パスポート または 在留資格証明書	にゅうこくかん りきよく ちかくの 入国管理局、		えん しゅう にゅういんし 入 印紙)を
ざいりゅう 5 在留カード	がいくじんざいりゅうそうごう 外国人在留総合インフ		はらう
しかくがいかつどうきよかしよ しかくがいかつどうきよか 6 資格外活動許可書 (資格外活動許可	オメーションセンター(4を		
ひと がある人)	みて ください)口		
みもとほしやうしよ 7 身元保証書			



別記第三十号の二様式(第二十一条関係)
申請人等作成用 1
For applicant, part1

かみ か
このような紙に 書きます。

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留期間更新許可申請書
APPLICATION FOR EXTENSION OF PERIOD OF STAY

入国管理局長 殿
Regional Immigration Bureau

To the Director General of _____

出入国管理及び難民認定法第21条第2項の規定に基づき、次のとおり在留期間の更新を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 21 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for extension of period of stay.

写 真
Photo
40mm × 30mm

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Nationality/Region _____ Date of birth _____ Year _____ Month _____ Day
Family name _____ Given name _____

3 氏名 _____
Name _____

4 性別 男・女 _____ 5 出生地 _____ 6 配偶者の有無 有・無
Sex Male / Female _____ Place of birth _____ Marital status Married / Single

7 職業 _____ 8 本国における居住地 _____
Occupation _____ Home town/city _____

9 住居地 _____
Address in Japan _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. _____ Cellular phone No. _____

10 旅券 (1)番号 _____ (2)有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Passport Number _____ Date of expiration _____ Year _____ Month _____ Day

11 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____
Status of residence _____ Period of stay _____
在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date of expiration _____ Year _____ Month _____ Day

12 在留カード番号 _____
Residence card number _____

13 希望する在留期間 _____ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)
Desired length of extension _____ (It may not be as desired after examination.)

14 更新の理由 _____
Reason for extension _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas)
有(具体的内容 _____)・無 _____
Yes (Detail: _____) / No _____

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者
Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	勤務先・通学先	在留カード番号 特別永住者証明書番号
Relationship	Name	Date of birth	Nationality/Region	Residing with applicant or not	Place of employment/ school	Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

※ 16については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are not required to fill in item 16 for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

ほうむしゅう ざいりゅうき かんこうしんきょか しんせい
法務省 (在留期間更新許可申請)より





2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

2-3 オーバーステイ(不法残留・不法滞在)

在留期間が 終わっても 日本に いると オーバーステイ(不法残留)になります。日本では オーバーステイのとき 警察に つかまります。オーバーステイになる前に あなたの 国へ 帰らなければなりません。もし オーバーステイになったら しばらくの間、日本へ 来ることが できません。オーバーステイの人が 国へ 帰るとき 次のようにします。

<p>ふつう おな くに かえ 普通と 同じように 国へ 帰る</p>	<p>びょうき みじか あいだ 病気などのせいで、短い間、オーバーステイになったときは ちか にゆうこくかんりきよく い てつづ すぐに 近くの 入国管理局へ 行って ください。手続きをした ふつう おな くに かえ ら、普通と 同じように 国へ 帰ることが できるかもしれません。 はや にゆうこくかんりきよく い できるだけ 早く 入国管理局へ 行ってください。</p>
<p>にほん くに くに かえ 日本の 国が「あなたの 国へ 帰り なさい」と 言ったとき (出国命令)</p>	<p>にほん けいさつ 日本では オーバーステイのとき 警察に つかまります。下のよう なときは、警察に つかまらないで、あなたの 国へ 帰ることが できます。 にゆうこくかんりきよく い じぶん くに (1) あなたが 入国管理局へ 行って、「すぐに 自分の 国へ かえ い 帰ります」と言う。 (2) オーバーステイ以外の 悪いことをしていない人 (3) 警察に つかまったことがない人 しゅつこくめいれい じぶん くに かえ ひと (4) 昔に 出国命令で 自分の 国へ 帰ったことがない人 にほん で ひと (5) すぐに 日本から 出ることが できる人</p>



けいさつ たいきょきょうせい
警察に つかまったとき(退去強制・

きょうせいそうかん
強制送還)

たいきょきょうせい きょうせいそう
警察に オーバーステイで つかまったとき、退去強制(強制送
かん たいきょきょうせい ひと ねんかん ねんかん にほん
還)になります。退去強制の人は 5年間か 10年間、日本に
く にほん く
来ることが できません。または ずっと 日本に 来ることが できな

いときもあります。

ざいりゅうとくべつきょか にゅうこくかんりきょく ひと しら
※在留特別許可: 入国管理局は オーバーステイの人を 調べ
くに かえ めいれい だ
ます。そして「自分の国へ 帰りなさい」と 命令を 出します。

にほんじん にほんしゃかい
そのとき、あなたが 日本人や 日本社会と つながりがあって 日
ほう にほん す
本に いる方が いいと わかったら、そのまま 日本に 住むことが
とくべつざいりゅうきょか
できます。これが 特別在留許可です。



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国

許可、在留資格取得

ざいりゅうしかく か ざいりゅうしかくへんこう 2-4 在留資格を 変えたいとき(在留資格変更)

にほんじん はいぐうしゃとう ていじゅうしゃ えいじゅうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ひと しごと
「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者」「永住者の配偶者等」の人：どの仕事も できます。

ほか ざいりゅうしかく ひと かいしゃ か あたら しごと ざいりゅうしかく か
その他の 在留資格の人：会社を 変わったときや、新しい 仕事をしたいときは、在留資格を 変えな
ればなりません。

ざいりゅうしかく か にゅうこくかんりきょく ざいりゅうしかくへんこう
在留資格を 変えたいときは、ちかくの 入国管理局で「在留資格変更」を たのんで ください。

にゅうこくかんりきょく き
くわしいことは ちかくの 入国管理局で 聞いて ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
ざいりゅうしかくへんこうきょくしんせいしよ 1 在留資格変更許可申請書	にゅうこく たのむところ：ちかくの 入国 かんりきょく 管理局	ざいりゅうしかく か 在留資格を 変え ひ ざいりゅう たい日から 在留 きかん おひ 期間が 終わる日ま で	へんこう 変更が 決 まったとき えん しゅう 4,000円(収 にゅういんし 入印紙)を はらう
にほん 3 日本でしていることが わかるもの	にゅうこくかんり 聞くとところ：ちかくの 入国管理 きょく がいこくじんざいりゅうそう 局 または 外国人在留総 ごう 合インフォメーションセンター(4 を みて ください)		
ざいりゅうしかく 4 パスポート または 在留資格 しょうめいしよ 証明書 ざいりゅう 5 在留カード			
しかくがいかつどうきょくしよ しかくがい 6 資格外活動許可書(資格外 かつどうきょく 活動許可が ある人) みもとほししょうしよ 7 身元保証書			



別記第三十号様式(第二十条関係)
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

かみ か
このような紙に書きます。

Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格変更許可申請書
APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE

入国管理局長 殿
Regional Immigration Bureau

To the Director General of

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。
I hereby apply for a change of status of residence

写真
Photo
40mm × 30mm

1 国籍・地域 Nationality/Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____
Family name Given name Year Month Day

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex 男・女 Male / Female 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town/city _____

9 居住地 Address in Japan _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

10 旅券 (1)番号 Passport Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____
Year Month Day

11 現に有する在留資格 Status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____
在留期間の満了日 Date of expiration _____
Year Month Day

12 在留カード番号 Residence card number _____

13 希望する在留資格 Desired status of residence _____
在留期間 Period of stay _____ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)
(It may not be as desired after examination.)

14 変更の理由 Reason for change of status of residence _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas)
有(具体的内容) Yes (Detail: _____) ・ 無 No

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment / school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

※ 16については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are not required to fill in item 16 for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

ほうむしょう ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい
法務省 在留資格変更許可申請より





2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可、在留資格取得

2-5 日本にずっと住みたいとき(永住許可)

日本にずっと住みたいとき、ちかくの 入国管理局に 永住許可を たのんで ください。永住許可を
もらうとき 8,000円(収入印紙)を はらいます。

永住者は 在留期間や 在留資格を 変えなくても ずっと 日本に いることが できます。でも、日本から
出るとき 再入国許可(「もう一度 日本に 入ってもいいです」という許可)が あります(※)。

※パスポートと 在留カードを もっている人は、日本から 出て 1年以内に 帰ってくるとき、再入国許可は
ありません。

くわしいことは、ちかくの 入国管理局で 聞いて ください。



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国

許可、在留資格取得

2-6 資格外活動許可

しごと ざいりゅうしかく ひと はたら しかがいかつどうきよか ひつよう
 仕事をしてはいけない 在留資格の人が 働きたいときに「資格外活動許可」が 必要です。たとえば
 りゅうがくせい ひつよう にゅうこくかんりきよく しかがいかつどうきよか
 留学生が アルバイトしたいときに 必要です。入国管理局で「資格外活動許可」を たのんで ください。
 ざいりゅうしかく はたら じかん しごと き じぶん ざいりゅうしかく
 在留資格で 働くことができる 時間や 仕事が決まっています。自分の 在留資格で できないことをす
 ると「不法就労」になります。「不法就労」になると 警察に つかまります。くわしいことは ちかくの にゅうこく
 かんりきよく き
 管理局で 聞いて ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
しかがいかつどうきよかしんせいしょ 1 資格外活動許可申請書 2 何をするか わかるもの 3 パスポート または 在留資格 しょうめいしょ 証明書 ざいりゅう 4 在留カード だれ 5 誰かが あなたの 代わりに 入 ひと 国管理局に 行くとき、その人のこ とが わかるもの	たのむところ: にゅうこくかんりきよく ちかくの 入国管理局 き 聞くとところ: にゅうこくかんりきよく ちかくの 入国管理局 また がいこくじんざいりゅうそうごう は 外国人在留総合インフ オメーションセンター(4を みて ください)	いま ざいりゅうしかく 今の 在留資格で しごと 仕事をしてはいけな しごと いけれど、仕事をし かね て お金が ほしい とき	かね お金は いり ません。



かみ か
このような紙に書きます。

別記第二十八号様式(第十九条関係)

Ministry of Justice, Government of Japan

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT
PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

入国管理局長 殿
Regional Immigration Bureau

To the Director General of _____
Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Nationality / Region _____ Date of birth _____ Year _____ Month _____ Day

3 氏名 _____
Name _____

4 性別 男・女 _____ 5 配偶者の有無 有・無 _____ 6 職業 _____
Sex Male/Female _____ Marital status Married / Single _____ Occupation _____

7 住居地 _____
Address in Japan _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. _____ Cellular Phone No. _____

8 旅券(1)番号 _____ (2)有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Passport Number _____ Date of expiration _____ Year _____ Month _____ Day

9 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____
Status of residence _____ Period of stay _____
在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 10 在留カード番号 _____
Date of expiration _____ Year _____ Month _____ Day Residence card No. _____

11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間)
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week) _____

12 他に従事しようとする活動の内容 _____ Other activity to engage in _____
(1)職務の内容 _____ 翻訳・通訳 _____ 語学教師 _____ その他(_____)
Type of activity Translation / Interpretation Language teaching Others
(2)雇用契約期間 _____ (3)週間稼働時間 _____
Term of employment contract _____ Working hours per week _____
(4)報酬 _____ 円(月額 週額 日額)
Salary _____ Yen (Monthly Weekly Daily)

13 勤務先 Place of employment
(1)名称 _____
Name _____
(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address _____ Telephone No. _____
(3)業種 製造 商業 教育 その他
Type of business Manufacturing Commerce Education Others

14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
Name _____ Relationship with the applicant _____
(3)住所 _____
Address _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. _____ Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form _____
年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention: In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 _____ (2)住所 _____
Name _____ Address _____
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs _____ 電話番号 Telephone No. _____



2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国

許可、在留資格取得

2-7 日本から出て、また日本に帰ってきたいとき(再入国許可)

日本を出てまた日本に帰ってきたいときに、入国管理局から再入国許可をもらってください。在留資格を持っている人が日本から出るときは必ず再入国許可をもらってください。

(1) 再入国許可

短い間、日本にいる人(例えば観光や家族に会うために来た人)は再入国許可はいりません。でもその他の在留資格の人は、日本から出るときに、再入国許可をもらってください。再入国許可をもらわないで、日本から出ると、今の在留資格はなくなります。

(※「みなし再入国許可制度」については、[A 新しい在留制度 1-1\(2\)](#)をみてください)

(2) 一次許可と数次許可

再入国許可は2つの種類があります。

一次許可:1回だけ日本に入ることができます。

数次許可:決まった間は、何回でも日本に入ることができます。

(3) 有効期限

在留期間が終わる日までに日本へ帰ってこなければなりません。在留期間が終わってから再入国許可をたのむことはできません。在留期間が終わる前にたのんでください。



ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
<p>さいにゆうこくきょかしんせいしよ 1 再入国許可申請書</p> <p>2 パスポート</p> <p>ざいりゅう 3 在留カード または とくべつえいじゅうしゃしょうめいしよ 特別永住者証明書</p> <p>だれ か 4 誰かが あなたの 代わ にゆうこくかんりきょく りに 入国管理局に い ひと 行くとき、その人のことが わかるもの</p>	<p>たのむところ: にゆうこくかんりきょく ちかくの 入国管理局</p> <p>き 聞くところ: にゆうこくかんりきょく ちかくの 入国管理局 また がいかくじんざいりゅうそうごう は 外国人在留総合インフォ メーションセンター(4をみてく ださい)</p>	<p>ざいりゅうき かん 在留期間が お 終わるまで</p>	<p>さいにゆうこくきょか 再入国許可を もらうとき</p> <p>に お金が います。 いちじきょか 〈一次許可〉 えん しゅうにゆういんし 3,000円(収入印紙)</p> <p>すうじきょか 〈数次許可〉 えん しゅうにゆういんし 6,000円(収入印紙)</p>



ざいりゅうしかく
B 在留資格

ざいりゅうしかく
B 在留資格 のトップへ

別記第四十号様式(第二十九条関係)

かみか
このような紙に書きます。

再 入 国 許 可 申 請 書
APPLICATION FOR RE-ENTRY PERMIT
入国管理局長 殿
Regional Immigration Bureau

To the Director General of
出入国管理及び難民認定法第26条第1項の規定に基づき、次のとおり再入国の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Article 26, Paragraph 1 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for re-entry permit.

1 国籍・地域 Nationality / Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____ 年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex 男・女 Male / Female _____ 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town / city _____

9 住居地 Address in Japan _____

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

10 旅券(1)番号 Passport Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____ 年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day

11 現に有する在留資格 Status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____
在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day

12 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number _____

13 渡航目的 Purpose of visit 観光 Tourism 商用 Business 親族訪問 Visit relatives 留学 Study その他() Others _____

14 予定渡航先国名 Expected destinations _____

15 出国予定年月日・港 Expected date and port of departure _____ 年 _____ 月 _____ 日 (空) 港 (Air) Port

16 再入国予定年月日・港 Expected date and port of re-entry _____ 年 _____ 月 _____ 日 (空) 港 (Air) Port

17 希望する再入国許可 Which type of re-entry permit do you apply? 1回限りの再入国許可 Single 数回の再入国許可 Multiple

18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas) 有(具体的内容) _____) / 無 _____) / No _____) / No _____)

19 確定前の刑事裁判の有無(日本国外におけるものを含む。) Criminal action before confirming (in Japan / overseas) 有(具体的内容) _____) / 無 _____) / No _____) / No _____)

20 旅券を取得することができない場合は、その理由 In case that you cannot obtain a passport, fill in the reason. _____

21 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 Name _____ (2)本人との関係 Relationship with the applicant _____
(3)住所 Address _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filing in this form
年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filing in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 Name _____ (2)住所 Address _____
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) _____ 電話番号 Telephone No. _____

ほうむしやう さいにゆうこくきょかかしんせい
法務省 再入国許可申請より





ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきょかしんせい しかくがいかつどうきょか さいにゅうこく 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国

きょか ざいりゅうしかくしゅとく 許可、在留資格取得

にほん う こ ざいりゅうしかく ざいりゅうしかくしゅとく
2-8 日本で生まれた子どもの在留資格がほしいとき(在留資格取得)

にほん う がいこくじん こ にほん す ざいりゅうしかく ひつよう こ う
日本で生まれた外国人の子どもが日本に住むためには、在留資格が必要です。子どもが生まれ
てから 30日までに ちかくの にゅうこくかんりきょく に入国管理局に たのんで ください。もし その子どもが 生まれてから 60日
までに にほん で 日本を出るときは たのまなくていいです。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
ざいりゅうしかくしゅとくきょかしん 1 在留資格取得許可申 せいしよ 請書	たのむところ: にゅうこくかんりきょく ちかくの 入国管理局	う ひ 生まれた日から にち 30日まで	かね お金は い りません。
しゅつしょうしよめいしよ ほして 2 出生証明書、母子手 ちょう 帳など	にゅうこくかんりきょく がいこくじん ちかくの 入国管理局 または 外国人		
とう かあ 3 お父さんと お母さんの ざいりゅう パスポートと 在留カード	ざいりゅうそうごう 在留総合インフォメーションセンター(4を みて ください)		
みもとほししょうしよ 4 身元保証書			

とくべつえいじゅうしゃ こ う ひ にち しやくしょ くやくしょ
特別永住者の子どもは 生まれた日から 60日までに 市役所や 区役所で たのんで ください。



かみ か
このような紙に書きます。

別記第三十六号様式(第二十四条関係)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格取得許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ACQUIRE STATUS OF RESIDENCE

入国管理局長 殿
Regional Immigration Bureau

To the Director General of
Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第22条の2第2項(第22条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり在留資格の取得を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 22-2 (including cases where the same shall apply mutatis mutandis under Article 22-3) of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to acquire status of residence.

写真
Photo
40mm × 30mm

1 国籍・地域 Nationality/Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____
Family name Given name

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex 男・女 Male / Female _____ 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 有・無 Marital status Married / Single _____

7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town / city _____

9 居住地 Address in Japan _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

10 旅券(1)番号 Passport Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

11 在留資格取得の事由 Cause of application 出生 Birth 国籍離脱・喪失 Loss of Japanese nationality その他() Others _____

12 在留の理由 Purpose of stay _____

13 希望する在留資格 Desired status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____

14 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality / Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

15 在日身元保証人又は連絡先 Guarantor in Japan
(1)氏名 Name _____ (2)本人との関係 Relationship with the applicant _____
(3)住所 Address _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

16 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)
(1)氏名 Name _____ (2)本人との関係 Relationship with the applicant _____
(3)住所 Address _____
電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form _____
年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

注意 Attention 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person
(1)氏名 Name _____ (2)住所 Address _____
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) _____ 電話番号 Telephone No. _____



しゅうろうしかくしょうめいしょ 3 就労資格証明書

しゅうろうしかくしょうめいしょ ざいりゅうしかく なん しごと か にゅうこくかん
就労資格証明書は あなたの 在留資格で 何の 仕事ができるか 書いたものです。ちかくの 入国管
りきよく
理局で たのんで ください。

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
しゅうろうしかくしょうめいしょこうふ 1 就労資格証明書交付 しんせいしょ 申請書 ざいりゅう 2 在留カード 3 パスポート または ざいりゅうしかくしょうめいしょ 在留資格証明書 しかくがいかつどうきよかしょ し 4 資格外活動許可書(資 かくがいかつどうきよか 格外活動許可がある 人)	たのむところ: <small>にゅうこくかん りきよく</small> ちかくの 入国管理局 き 聞くところ: <small>にゅうこくかん りきよく</small> <small>がいこくじんざいりゅう</small> ちかくの 入国管理局 または 外国人在留 そうごう 総合インフォメーションセンター(4をみて くださ い)	ひつよう 必要なとき	しょうめいしょ 証明書を もらうとき、 えん 900円 しゅうにゅう (収入 いんし 印紙)を はらう。



かみ か
このような紙に書きます。

別記第二十九号の五様式(第十九条の四関係)

Ministry of Justice, Government of Japan

就労資格証明書交付申請書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF AUTHORIZED EMPLOYMENT

入国管理局長 殿
To the Director General of Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a certificate of authorized employment.

1 国籍・地域 Nationality / Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex 男・女 Male/Female _____ 5 住居地 Address in Japan _____

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

6 旅券(1)番号 Passport Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

7 在留の資格 Status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____

在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

8 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号 Residence card number / Special Permanent Resident Certificate number _____

9 証明を希望する活動の内容 Desired activity to be certified _____

10 就労する期間 Period of work from _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ から _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ 日まで

11 使用目的 Purpose of use _____

12 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏名 Name _____ (2)本人との関係 Relationship with the applicant _____

(3)住所 Address _____

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名 / 申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / (Date of filling in this form _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____)

注 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention: In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 Name _____ (2)住所 Address _____

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs _____ 電話番号 Telephone No. _____



ざいりゅう 4 在留について わからないとき

ざいりゅうしかく がいこくじんざいりゅうそうごう き
在留資格について わからないときは「外国人在留総合インフォメーションセンター」で聞いてください。

せんたい とうきょう よこはま なごや おおさか こうべ ひろしま
仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島にあります。

えいご かんこくご ちゅうごくご ご き
英語、韓国語、中国語、スペイン語などで聞くことができます。

さつぽろ たかまつ なは にゅうこくかんりかんきょく しきょく そうだんいん き
また、札幌、高松、那覇の入国管理局・支局に相談員がいます。いつでも聞いてください。

		ゆうびんばんごう 郵便番号	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
がいこくじんざいりゅう 外国人在留 そうごう 総合インフォメー ションセンター	せんたい 仙台	〒983-0842	みやぎけんせんたいしみやぎのくごりん 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	0570-013904 かいがい (IP,PHS,海外 からは 03-5796-7112に かけてください) げつようび きん 月曜日から金 ようび ごぜん じ 曜日の 午前8時 ぶん ごご じ 30分 から午後5時 ぶん 15分
	とうきょう 東京	〒108-8255	とうきょうとみなとくこうなん 東京都港区港南5-5-30	
	よこはま 横浜	〒236-0002	かながわけんよこはましかなざわくとりはまちょう 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	
	なごや 名古屋	〒455-8601	あいちけんなごやしみなとくしょうほうちょう 愛知県名古屋市港区正保町5-18	
	おおさか 大阪	〒559-0034	おおさかふおおさかしすみのえくなんこうきた 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	
	こうべ 神戸	〒650-0024	ひょうごけんこうべしちゅうおうくかいがんどおり 兵庫県神戸市中央区海岸通29	
	ひろしま 広島	〒730-0012	ひろしまけんひろしましなかにかみはつちょうぼり 広島県広島市中区上八丁堀2-31	
そうだんいん 相談員が いる ところ	さつぽろ 札幌	〒060-0042	ほっかいどうさつぽろしちゅうおうくおおどおりにし ちょうめ 北海道札幌市中央区大通西12丁目	
	たかまつ 高松	〒760-0033	かがわけんたかまつしまるうち 香川県高松市丸の内1-1	
	なは 那覇	〒900-0022	おきなわけんなはしひがわ 沖縄県那覇市樋川1-15-15	

にゅうこくかんりきょく
入国管理局ホームページより





それから東京、埼玉、浜松にも相談センターがあります。日本で生活するための手続きやわからないことを聞くことができます。日本語、英語、中国語などで聞くことができます。

	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号	ことば
がいこくじんそうごうそうだん 外国人総合相談 しえん 支援センター	〒160-0021 とうきょうとしんじゅくかぶきちやう 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 とうきょうとけんこう 東京都健康センター「ハイジ かい ア」11階 たぶんかきやうせい しんじゅく多文化共生プラザ ない 内	TEL 03-3202-5535 TEL と FAX 03-5155-4039	えいご ちゅうごくご げつようび きんようび 英語・中国語(月曜日から金曜日 だい しゅうめ だい しゅうめ まで。でも、第2週目と第4週目の すいようび 水曜日は ありません。) ご もくようび きんようび ポルトガル語(木曜日と 金曜日) ご げつようび もくようび スペイン語(月曜日と 木曜日) ご かようび インドネシア語(火曜日) ご きんようび ベトナム語(金曜日) ご かようび すいようび ベンガル語(火曜日と 水曜日。でも だい しゅうめ だい しゅうめ すいようび 第2週目と第4週目の 水曜日は ありません。)
がいこくじんそうごうそうだん 外国人総合相談 さいたま センター 埼玉	〒330-0074 さいたまけん しうらわく 埼玉県さいたま市浦和区 きたうらわ 北浦和5-6-5 さいたまけんうらわごうどうちやうしゃ かい 埼玉県浦和合同庁舎3階	TEL 048-833-3296 FAX 048-833-3600	ざいりゅうつ 在留について: ご げつようび すいようび きん ポルトガル語(月曜日・水曜日・金 ようび 曜日) しごと 仕事について: えいご ご ご 英語・ポルトガル語・スペイン語・ ちゅうごくご かんこくご ご 中国語・韓国語・タガログ語・タイ ご ご かようび 語・ベトナム語(火曜日) せいかつ 生活について: えいご ご ご 英語・ポルトガル語・スペイン語・ ちゅうごくご ご 中国語・ハンゲル・タガログ語・タイ ご ご げつようび きん 語・ベトナム語(月曜日から金 ようび 曜日)



<p>はままつがいこくじんそうごうしえん 浜松外国人総合支援 ワンストップセンター</p>	<p>〒430-0916 しずおかけんはままつしなかくはやうまちょう 静岡県浜松市中区早馬町 はままつ かい 2-1 クリエイト浜松4階</p>	<p>TEL 053-458-2170 FAX 053-458-2197</p>	<p>ざいりゅう 在留について: えいご ことば ことば 英語・ポルトガル語・スペイン語(水 ようび 曜日)</p> <p>せいかつ 生活について: えいご かようび きんようび 英語(火曜日から金曜日) ポルトガル語(火曜日から金曜日、 どようび にちようび 土曜日、日曜日) ちゅうごくご かようび 中国語(火曜日) ことば すいようび スペイン語(水曜日) ことば もくようび タガログ語(木曜日)</p>
--	--	--	--

にゅうこくかんりきょく
入国管理局 ホームページより